

【NSW 州】VIC 州からの入州者への規制強化(5月12日(水)午前6時以降)

【ポイント】

- ビクトリア(VIC)州での新型コロナウイルスの感染発生を受け、5月12日(水)午前6時以降にメルボルン大都市圏から到着した全ての人に対して入州規制が強化されました。
- NSW 州政府ウェブサイト上の(1)濃厚接触場所(close contact places)を特定日時に訪問した人は、直ちに新型コロナウイルス検査を受け、同地を訪問した日時から14日間自己隔離する必要があります。(2)軽度の接触場所(Casual contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離する必要があります。
- 過去14日間にメルボルン大都市圏を訪問し、VIC 州から NSW 州に入州する人は旅行申告書(Travel declaration form)を提出する必要があります。

【本文】

1 NSW 州政府は、ビクトリア(VIC)州での新型コロナウイルスの感染発生を受け、5月12日(水)午前6時以降にメルボルン大都市圏から到着した全ての人に対して、VIC 州保健省のウェブサイトを確認し指示に従うように求めています。同サイト記載の場所を特定日時に訪問した人は、直ちに NSW 州保健省(1800 943553)に連絡してください。

2 NSW 州政府ウェブサイト上の(1)濃厚接触場所(Close contact places)を特定日時に訪問した人は、直ちに新型コロナウイルス検査を受け、同地を訪問した日時から14日間自己隔離する必要があります。(2)軽度の接触場所(Casual contact places)を特定日時に訪問した人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離する必要があります。

3 過去14日間にメルボルン大都市圏を訪問し、VIC 州から NSW 州に入州する人は旅行申告書(Travel declaration form)を提出する必要があります。詳細は以下のリンクをご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(VIC 州からの入州者への規制強化(5月12日(水)午前6時以降))

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210511_01.aspx

(VIC 州の濃厚接触場所等)

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Documents/interstate-concern>

[s-notice.pdf](#)

(VIC 州からの入州規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/interstate-hotspots#travellers-from-victoria>

[a](#)

OVIC 州政府ウェブサイト

(VIC 州感染多発地域)

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/exposure-sites>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>